○津山圏域衛生処理組合職員職名規則

昭和４６年１２月１３日
津山圏域衛生処理組合規則第３号
改正　昭和４８年３月３０日規則第２号
昭和４９年３月３０日規則第１号
昭和５４年６月２６日規則第１号
昭和６３年３月３１日規則第１号
昭和６３年４月３０日規則第１号
平成１５年３月３１日規則第４号
平成１９年２月６日規則第５号
平成２７年４月１日規則第１号

（目的）

第１条　この規則は，津山圏域衛生処理組合規約（昭和４５年岡山県指令地第２０７号）第１１条第２項に掲げるその他必要な職員の職名を定めることを目的とする。

（職名）

第２条　職員の職名は，次のとおりとする。

事務局長・事務局次長・参事・センター長・主幹・係長・主査・主任・主事・技師

付　　則

この規則は，公布の日から施行し，昭和４６年７月１２日から適用する。

付　　則（昭和４８年３月３０日規則第２号）

この規則は，昭和４８年４月１日から施行する。

付　　則（昭和４９年３月３０日規則第１号）

この規則は，昭和４９年４月１日から施行する。

付　　則（昭和５４年６月２６日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和５４年５月１日から適用する。

付　　則（昭和６３年３月３１日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和６３年４月１日から適用する。

付　　則（昭和６３年４月３０日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行し，昭和６３年５月１日から適用する。

付　　則（平成１５年３月３１日規則第４号）

この規則は，平成１５年４月１日から施行する。

付　　則（平成１９年２月６日規則第５号）

この規則は，平成１９年４月１日から施行する。

付　　則（平成２７年４月１日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。